

安全運転管理者の業務 アルコール検知器使用義務化 Q & A  
交通企画課安全指導係

目次

- 1 改正の概要
- 2 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミング
- 3 「目視等で確認」とは
- 4 対面の確認ができない場合の方法
- 5 安全運転管理者が不在の場合
- 6 深夜・早朝で事務所に安全運転管理者等が不在の場合
- 7 アルコール検知器の性能
- 8 測定結果を音や色により表示する検知器でもよいか
- 9 検知器の性能として、記録・印刷機能は必要か
- 10 検知機能が自動車に備えられたもので対応しても問題ないか
- 11 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは
- 12 「確認内容の記録」に必要な項目
- 13 「確認内容の記録」の保存方法
- 14 確認の結果、酒気帯びがあった場合の措置
- 15 安全運転管理者が運転者となる場合

※ 本書中記載の「府令」とは、改正後の道路交通法施行規則を示します。

安全運転管理者の業務 アルコール検知器使用義務化 Q&A  
交通企画課安全指導係

1 改正の概要

安全運転管理者等の業務として、運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無の確認を目視等により行うこと及びその内容を記録して1年間保存することを義務付ける規定が設けられ、令和4年4月1日から施行されました。

また、アルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の規定が令和5年12月1日から施行されることとなりました。

2 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミング

運転の直前又は直後にその都度行わなければならないというのではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了時や退勤時に「酒気帯びの有無の確認」を行うことも可能です。

3 「目視等で確認」とは

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子で確認してください。酒気帯びの有無の確認は対面が原則です。

4 対面の確認ができない場合の方法

直行直帰や対面での確認が困難な場合には対面に準ずる適宜の方法で実施すればよく、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法で実施してください。

5 安全運転管理者が不在の場合

不在等の理由で安全運転管理者が実施できない場合、副安全運転管理者や、あらかじめ事業所において指定した「安全運転管理者業務を補助する者」が実施して差し控えありません。

ただし、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について指示を受けるが、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要です。

6 深夜・早朝で事務所に安全運転管理者が不在の場合

対面による確認に準じた方法で確認してください。

「4 対面で確認できない場合の方法」を参考にしてください。

7 アルコール検知器の性能

国家公安委員会告示により、

呼気中のアルコールを検知し、その有無またはその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であると定められています。

8 測定結果を音や色により表示する検知器でもよいか

酒気帯びの有無を確認できるものであれば問題ありません。

9 検知器の性能として、記録・印字機能は必要か

必要はありませんが、記録・印字機能があっても問題ありません。

10 検知機能が自動車に備えられたもので対応してもよいか

アルコールインターロック装置搭載の車両での対応も可能です。

11 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは

正常に作動し、故障がない状態で保持することをいいます。

取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認する必要があります。

#### 12 「確認内容の記録」に必要な項目

酒気帯びの有無の確認を行った場合は、次の項目を記録してください。

- 確認者名
- 運転者
- 運転者の業務に係る自動車のナンバー又は識別できる記号・番号等
- 確認の日時
- 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項

#### 13 「確認内容の記録」の保存方法

各事業所で任意の方法で記録してください。例として、車両日誌、業務日誌等に記載する、パソコン上のデータで記録などの方法が考えられます。

保管場所は、記録の内容を安全運転管理者等が確認できるように営業所内で保管するようにしてください。

なお、保存期間は記録した翌日から1年間となっており、例えば12月1日に確認し記録した場合は、12月2日から1年間（翌年の12月1日まで）保存する必要があります。

#### 14 確認の結果、酒気帯びがあった場合の措置

- 運転前（始業前）の確認で発覚した場合

業務で運転しないように指示する。場合によっては休暇を取らせて帰宅させるなどの措置を講じてください。

- 運転後（終業時）の確認で発覚した場合

飲酒運転をしたおそれがあるので、警察に通報してください。

#### 15 安全運転管理者が運転者となる場合

あらかじめ安全運転管理者の業務を補助する者を指定し、その者が確認を行ってください。

例えば事業所に安全運転管理者と他の運転者が1名しかいない場合、その運転者を補助者に指定し、確認を行うことになります。